

規制・制度改革委員会 議事概要

1. 日時：平成24年5月31日（木）16:01～16:57
2. 場所：中央合同庁舎第4号館共用120会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（委員長）、大室康一（委員長代理）、安念潤司、大上二三雄
翁百合、佐久間総一郎
 - （政務）中塚副大臣
 - （事務局）熊谷規制・制度改革担当事務局長、宮本行政刷新会議事務局次長
中原参事官、小村参事官
4. 議題：
 - （開会）
 - （1）「規制・制度改革委員会」への名称変更について
 - （2）農業ワーキンググループの設置について
 - （3）フォローアップについて
 - （閉会）
5. 議事概要：

○岡委員長 それでは、規制・制度改革委員会を開会いたします。皆様方には御多用中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、川本委員は御欠席でございます。

本日の議題は、議事次第にございますとおり、「規制・制度改革委員会」への名称変更についての報告、農業ワーキンググループの設置、フォローアップについての御議論をいただく予定でございます。

また、時間があれば第1WGの報告もしていただくことを考えております。それでは、開会に当たりまして、中塚副大臣から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○中塚副大臣 どうも皆さん、今日もお暑い中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

今、委員長からお話がありましたが、今回から名前が、今までは分科会でありましたけれども、委員会ということになりました。重ねまして、岡委員長には行政刷新会議の議員という形でも加わっていただいておりますが、これもひとえに、やはり規制・制度改革というものをいろんな行政刷新始め取組があるわけですけれども、中心に位置付けていこうという意気込みの表れであります。

意気込みだけではなく、お集まりの委員の先生方にはこれまでも本当に御熱心な御議論をいただいているわけなのでありますが、今日は農業WGの設置やフォローアップについて御議論をいただけるというふうに考えております。

農業は主要改革分野ということでありまして、これから更に議論を深めていきたいと思っておりますし、フォローアップも重要な役割でございます。第4クールにつなげていかねばなりません。

今後とも、どうぞ、委員各位の活発な御議論と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

まず、議題の1ですが、「規制・制度改革委員会」への名称変更についてです。この度、「規制・制度改革に関する分科会」の名称が「規制・制度改革委員会」に変更されました。中身について事務局より説明をさせていただきます。よろしくお祈いします。

○中原参事官 お手元の参考資料1～3までを御高覧賜ればと存じます。

まず参考資料1の(1)についてでございますけれども、先日、5月24日の行政刷新会議におきまして、現在の「規制・制度改革に関する分科会」の名称が「規制・制度改革委員会」へ変更することとされたことを御報告させていただきます。

参考資料2～3は、これに伴います技術的な修正をさせていただいているものでございまして、これまで「分科会」とされている箇所が「委員会」とされました点を除きましては、特段の修正をするものではございません。

差し当たり、私からは以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

今の件について、何か御質問・御意見はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○岡委員長 この名称変更、名前が変わっただけと言えただけの話なのでしょうけれども、やはり担当大臣の岡田副総理、あるいは中塚副大臣始め政務の皆さんの規制・制度改革に対する意気込みがこの名称変更ということにつながったのだと思います。

我々、従来の分科会の委員、これからは委員会の委員ということでございますが、冒頭、この会のスタートの時点から申し上げておりますけれども、成果重視、成果をいかに高めるかということを中心に来てきたわけでございますが、この名称変更によってますます成果を高めるという形で努力していきたいと思っております。

そのためには、これも従前から申し上げていることですが、責任ある政治の強力なリーダーシップの下で、各規制を所管している各省庁の皆さん方の主体的な、あるいは積極的な取組といった、この役割分担での補完関係といいますか、連携が欠かせないと思っております。それを我々委員会が強力にサポートしていく、このような体制で成果を高めていきたいと

考えておりますので、引き続き皆様方の御協力・御支援をお願いしたいと思います。

次に、議題の2でございます。「農業ワーキンググループの設置について」、事務局より説明いたします。

○中原参事官 先ほど御説明申し上げました参考資料1の(2)に「農業ワーキンググループの設置」について記載をさせていただいております。これは先日、5月24日の行政刷新会議におきまして、こうしたWGの設置が確認されたものでございます。

改革の拡大の一步として、主要な改革分野の一つである農業分野につきまして、今後重点的に取り組んでいくために、新たに農業WGを設置し、改革のテーマや具体的項目、あるいは既に閣議決定された項目のフォローアップの方策等を検討してまいりたいと存じます。

資料1-1は、農業ワーキンググループの設置についての会則。

資料1-2は、農業ワーキンググループの構成員として御議論を賜る委員の先生方を掲げさせていただきました。

私からは以上でございます。

○岡委員長 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

そうしますと、この資料1-1「農業ワーキンググループの設置について(案)」について、念のため、この委員会でお諮りさせていただきたいと思いますが、この設置ということについてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡委員長 それでは、資料1-1を決定ということにさせていただきます。

先ほどの説明にもありましたように、委員会の委員につきましては、「農業WGに参加することができる」とさせていただいておりますので、この委員会の委員の方、是非お時間の許す限り積極的に御参加いただきたいと思います。また、主として農業WGを担当されます大上さん、翁さん、佐久間さんにおかれましては、よろしくお願いいたしたいと思っております。

この点につきまして、一言だけ私から申し上げたいこととしましては、我々のこの第3クールの中で、エネルギーの案件につきまして、それなりの成果が出たという評価をしているわけですが、これには強力な政治のリーダーシップがあったこと、あるいは受け手の所管省庁の方の積極的な対応もあったということではありますが、もう一つ、体制としましては、このエネルギー問題の政策を進めているエネルギー・環境会議の方針あるいは政策を実現する上での障害となっている規制を変えていこうという形で、エネルギー・環境会議と我々の当時の分科会が協力しながらやったということも成果を高めた一因ではないかと私は評価しております。

そういう意味では今度、農業WGが立ち上がったわけではありますが、ここでも政府の農業に対する基本政策としましては、皆さん御存じのとおり、「我が国の食と農林漁業の再

生のための基本方針・行動計画」というものが出来上がっております。是非これを実現することによって、強力な競争力のある、あるいは魅力のある農業をつくっていくことだと思っております。我々委員会の役割としましては、この政策実現の上での阻害要因を取り除いていくというような基本的なスタンスで臨んだらどうかというふうにも考えております。この辺のところはWG立ち上げの1回目のときに議論されることだろうと思っておりますが、私の考えを一言、ここで披露させていただきたいと思っております。

それでは、次に議題の3でございます、「フォローアップについて」、事務局より説明いたします。

○小村参事官 フォローアップについて説明させていただきます。お手元の資料2ということで、A3判の非常に大きな資料が用意されてございます。項目数、これまでの第1クールから第2クールの成果まで、エネルギーの方はカウントしておりませんが、この段階で、今、実は362項目の閣議決定項目があります。

これらを実施時期等、異なるものについて整理しますと、小項目で言いますと458という項目数になります。ただ一方で、今回第3クールの中で、今、第2WGについては先立って100項目ぐらいの閣議決定をしております。一部の項目についてはいわゆる上書きという形で、従来のものを更に書き直しているものもあります。あと、第1WGでも同じく、今、従来のものを更にということ、あるいはそれに足してということで具体的な内容を書き込んでいるものがありまして、こういった動いているものを除きますと、全体で408項目という数字がフォローアップとして確認していくべき項目数になります。

全体で408項目であります。今、事務局として御提示しています資料2の最終的な評価として区分している記号が○、△、×、××、※という表記にさせていただいております。

それで、○という項目は、「閣議決定の内容等に応じて対応が行われ、事案そのものが既に解決したもの」ということで、これは今後ウォッチする必要がないというふうに評価したものであります。閣議決定を受けて、検討や論点整理だけではなくて、何らかの措置によって事案そのものが既に解決したものが○というものであります。これが408のうち、全体で268ございます。

続きまして、△のものが、「閣議決定のとおり検討や論点整理が行われたもの」という定義でございます。これはむしろ、「注（解釈）」の方に意味がありまして、「閣議決定を受けて、検討や論点整理が行われたが、更なる検討が行われているなど、引き続き何らかの動きが見込まれるもの」というものが△であります。

ただ、少し御注意いただきたいのが、これがすなわち閣議決定違反かといいますと、必ずしもそうではありません。例えば閣議決定の中では検討を開始するというものについては、検討を開始しておれば、後がまだ定まっていなくて検討中でもOKなわけですけれども、我々のフォローアップとすれば、きちんとその後の道筋として見ていくものについては△ということで、現在の状況に合わせてやっていきたいと思いますということになってござ

いますので、これについてはそういったものも含めて、なお状況を見なければいけないものについては△ということで、こういったものが全体の中で 123 ございます。

加えて、今度は×というものですが、これはゼロでございます。これはどういうものかといいますと、「閣議決定のとおり検討や論点整理が行われていないもの」。これはさすがにゼロであったということです。

××、ちょっと響きが非常に悪いのではないかというお話もあるのですが、××としているものについては、「閣議決定では事案そのものの解決が求められていたものの、解決していないもの」。「閣議決定を受けて、検討や論点整理が行われたが、結論として当面は特段の措置は行わないものとされたもの」であります。こういったものが、今、府省とお互いに同意し、確認しているものが 2 件ございます。

あと、※というものが何かということなのですが、※につきましては 15 ございまして、一応、この記号については府省と確認しながら、ここまではやってきておりまして、※については、この 15 項目については府省と見解が合っていないものであります。

このうち 3 つぐらいの項目は、先ほどの××という評価に対してきちんと検討して措置したのだから、それではないでしょうという、府省側は○ということを主張しているもので、あとは○と△、我々とすればまだ見るところがありますねというものに対して、府省の方が、いや、もうこれで終わりましたというようなものがあります。

また、無期限、すなわち、期限が付されていない閣議決定が全体で 408 のうち 111 ございます。そのうち措置されているものが 40 ございまして、△のものが 63 あります。これは進捗に応じて、こういった 63 の中で具体的な道筋が見えてきているものについては、例えば指摘として時期を付していくとか、そういったことを検討していかなければいけないということになるかと思えます。

平成 23 年度までに措置をしなければいかぬということで、措置等を行わなければいけないという閣議決定になっているものが全体で 284 ございまして、これらのうち措置がされているものが 226 ございます。これについても先ほどと同様でして、必ずしも検討開始という例で御説明申し上げましたけれども、検討・結論を得ることになっておりまして、当初の予定したプロセスは経過していただいている、閣議決定は満たしていますが、なお新しい課題が出てきたとか、なお検討していかなければいけないことが出てきたというものも、この△の中に含めております。

あと、平成 24 年度以降の実施時期のものについては 13 ございまして、これについては先ほどとがらっと○と△の区分が逆転いたしますが、○のものが 2、△のものが 11、こういう状況になっております。

また、先ほどの 408 項目のうち、それぞれ分野として分けた場合、医療、介護、保育、労働等の分野について、○が 33、△が 42 です。これはやはり安心・安全に係る部分でございまして、慎重に検討している部分、あるいはきちんとフォローアップしていく、今後とも見ていかなければいけない部分が多いということでございまして、全体の balan

スから見れば、この分野については△、きちんと見ていかなければいけないという状況であります。

以上が全体の状況です。

次に、個々の事案について少し御説明させていただきたく思います。

まず○の項目ですけれども、「何らかの措置が行われ」ということですが、措置の内容でどういったものがあるかというのを御説明いたします。

法律改正が必要なものとすれば、例えば森林・林業再生に向けた路網整備で、不明者の方の同意取付けをする仕組みを法制上設けるといったものとか、電波の有効利用のための制度見直しで、これはいわゆる電波オークションでございますけれども、こういったものを、実施時期についてはいろいろ提言型政策仕分けなどでも議論がございましたが、これについても電波法改正を終えておまして、できるような体制にしているということでございます。

金融商品の関係でございますけれども、外国企業等の英文開示の範囲拡大とか、こういったものについても金融商品取引法の改正をして終えているというもの。

政令、省令、告示の改正によってやっているものとすれば、訪問介護サービスにおける人員・設備の基準。これは厚生省令ということで基準を持っておりますので、こういったもの。

あとは、大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化ということで、建築基準法施行令の部分を改正して、不要化にしているもの。マンション建替え円滑化法における最低住宅面積の緩和も、こういったものになってございます。

あと、技術的に簡単なものでございますと、例えば会議を開催して周知したとか、そういう事実的なものも含まれておりますが、こちらの資料の中ではそれぞれ、いつ、どういった会議で、いつ、どういったもので措置されたかということは極力記載して、例えばインターネット等で一般の方が検索いただくということもきちんと対応できるような形で調べて記載しているつもりでございます。

△につきましては、閣議決定を受けて、検討や論点整理が行われましたが、更なる検討が行われているなど、引き続き何らかの動きが見込まれるということでございます。

これらについては、まず当該事案の措置の途上にあるものということで、今なお検討していますというものもございます。場合によっては期限が付されていないものもございまずので、そういったものとして、燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検とか、国産木材の利用促進、これもかなりテレビ等でも報道されましたけれども、木造3階建ての学校を実際に燃やして、その検証を今実施しているところでございます、こういったものについては引き続き、今、やっていますというものであります。

あと、更なる措置等の必要があるものの代表例として、これも報道等でもかなり広く報道されてございますが、EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮、例えば受験回数の問題とか、よく報道されておりましたのが、試験の問題に非常に難しい漢字が使わ

れているものにルビを振るとか、在留延長とか、日本語習得支援とか、こういったものについて総合的に一定程度対応しているわけですが、この部分については更に取組をしていくということで、残る措置があるということで、こういったものも△ということでもあります。

この△の中には法改正等の手続の必要がある、今後の措置をきちんと確認する必要があるというものも含まれておまして、例えば堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の告示の改正も、前段として食品安全委員会の食品健康影響評価を終えた上で、告示改正手続をとるわけですが、これらは実質的な審議は終えておりますが、今、告示改正の手続を行っているということでございますので、こういったものも見なければいけない。船級協会が交付する条約証書の裏書業務の追加についても法改正が必要で、今回の法改正ということで案を提出しているということでございますけれども、今なお成立をきちんと見ていかなければいけないということで、こういったものも△の中に含まれております。

内容については、それぞれ「実施状況」というものの中にきちんと記載させていただくような形で書いてございます。

×については、先ほど申しましたように、該当なしということでございます。

××については、府省と合意しております案件は2件でございます。特別養護老人ホームへの民間参入拡大について、社会医療法人という新たな区分を設けまして、その主体は特別養護老人ホーム設置ということが可能となるように条項措置をしたわけですが、国会修正により当該条項削除ということでございましたので、これについては府省としては一定のプロセスを踏みましたが、最終的に目指す成果に到達していないということで××ということでもあります。

今のものは、府省の側もきちんと同意できる部分なのですが、一方、当委員会でもヒアリングをしていただきました、木造耐火構造に関する性能評価試験の試験方法の一部見直しということで、炉に部材を入れて、火をかけて、それから外してしばらく見るのか、そのまま炉につけたままという議論があったと思いますけれども、これについては、事業者、学識者に対して実施したヒアリングにおいて得られた意見に加えて、国土総研とか独法からの研究者の意見も含めて、最終的には現行試験方法が妥当という結論を得ておりますので、閣議決定としてやるべき実験とかそういう検証等はしておりますが、最終的には我が方が目指した方向ではなくて現行どおりということになりましたということで、区分とすれば××でございます。

ただ、これについては、府省の側では閣議決定に求められたプロセスをきちんと所要の手続を含めてやっているのだから、こういう××ということではなくて○であるという御主張があるということでもあります。

現段階ではそれぞれの項目、408項目について細々まとめておる表がこの大きな表でございます、1枚めくっていただいて、幼保一体化のところから入りますけれども、これ

については「事項名」「規制・制度改革の概要」「実施時期」「所管省庁」までが閣議決定の元々の文案の記載をそのまま転記したものであります。

加えて、その横にあります「実施状況」につきましては、この年度末の時点で各省庁から実施状況について報告を受けているものでございます。先ほど少しお話ししましたように、どういったもので措置をしているか。例えば法律を改正したのであれば、いつの時期に何という法律を改正したのか。通達を出したとすれば、何月何日にどういう通達を出したのか。会議を実施して告知したのであれば、そういう会議名を、いつ、どういう会議を開いて行ったかということをごきちん分かるような形で御報告いただくように、何度か府省の側とキャッチボールをさせていただいているということでもあります。

あと、「進んだ取組・残された課題」というものも、これは府省の側で御認識されている部分について記載させていただいております。入っているもの、入っていないものがございますが、そういったことを府省にもしていただいた。

その上で「評価」として、先ほどの○、△、×、××という評価を私どもでさせていただいて、何度か府省の側とキャッチボールをさせていただいているというものでございます。

その上で、「問題意識」として記載させていただいておりますのが、例えば今後見る必要があるというようなものについては、何を見なければいけないというものを記載させていただいております。見るだけではなくて、今の段階で指摘をしなければいけないもの、ステップとして次のステップに入っているの、例えば実施時期を定めなければいけないようなもの、あるいは実施したとおっしゃっていただけますけれども、幾らか我々とすれば抜けた部分があるのではないかとということで危惧しているようなものがあるものについては、先ほどの△の123項目を中心に、40項目ぐらいを「指摘事項」ということで具体的中身を記載させていただいているということでございます。

一つひとつというのはなかなか説明できかねますが、本日は一旦、この場でこういう御説明をさせていただいた上で、ここでこの時間の終わりで全て決めますということではございませんので、御関心の向き、あるいは御懸念とか御疑問がありましたら、御指摘いただければまた御説明させていただきますし、直すべきところがあればそういったお話を踏まえて対応させていただきたく思います。そういったことで、最終的な委員会の報告という形でこういう問題意識、指摘事項まで、この表で掲げさせていただいたらどうかということでございます。

逆に言いますと、今あります細々の指摘事項について、閣議決定まで持っていけるかという、ちょっと時間の関係から厳しいのかなと思っております、ここで最終的にはどこまで達成したという部分での○を中心とした確認で、残りの部分としての△の何が問題かというところの課題を少し御認識いただいた上で、次クール以降の取組の中で生かさせていただければということで、当期の第3クールとしてのフォローアップ作業について取りまとめていきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明についての御意見・御質問がございましたら、お願いいたします。
どうぞ。

○大室委員長代理 このフォローアップ調査の結果は、この表の形式で閣議での報告とするのですか。

○小村参事官 最終的に、委員会報告書の中に当該表のみを盛り込むという形にしたいと思っています。

○大室委員長代理 これそのものではないのですね。

○小村参事官 形はちょっと考えますけれども、ほぼ作業的にはこういったものも全て、資料とすれば取り込んだ形で報告書にしていきたいと思っています。

○岡委員長 よろしいですか。

○大室委員長代理 はい。

○岡委員長 他はいかがでしょうか。

確認ですけれども、この評価の印、○、△は、所管省庁とこの印で合意したという理解でよろしいわけですか。

○小村参事官 408のうち、※にしています15以外については基本的に。

○岡委員長 双方で一致したということですね。

○小村参事官 はい。双方として、まだ見なければいけないところもありますねという、この△の部分を中心に、あるいは××の先ほどの案件を中心に、大部分はお互いの共通理解ではございます。一方、合意していない15の取扱いというのは協議をしていくとか説得するということではないかと思っております、最終的には委員会としての報告書には当委員会としての見解を書かせていただいて、府省から反対がある場合には、その点を注記させていただくスタイルで取りまとめさせていただいたらどうかというふうに事務局では今の段階では考えております。

○大上委員 そうしますと、この府省からの評価が出て、この※というのは注記になるということですか。

○小村参事官 はい。当方とすれば、例えばこういう考え、××というふうに付けますが、先ほどの正しく木造耐火構造の試験のような話ですけれども、府省の側からは、○という御主張があるというようなことを記させていただくのがいいかなと思っています。

○岡委員長 他はいかがでしょうか。

○翁委員 報告書としては、フォローアップとして総括した、委員会としてどう評価するかというものを問題意識としてまとめていくということですか。

○小村参事官 そうですね。報告書として、前段階に文書を挟むかどうかという部分も含めて、この後、どういう体裁でというところは整理をしたいと思っております。それで、ベースになっている今回の作業としての認識はこういう形でよろしいかどうかというところをま

ず固めさせていただこうかなというのが今回の趣旨でございます。

○岡委員長 どうぞ。

○大上委員 重点フォローアップをやった項目については、これとはもう一つ別に報告書の中にかかれるという認識でよろしいのですか。

○小村参事官 はい。4月上旬の委員会、当時は分科会でございますけれども、その中で幾らか議論をさせていただいた上で少し、当方の政務としての問題意識として、当期はもちろん、第4クールへもつなげるような形で、どういう問題意識を掲げて指摘をしていくかという部分を少し預からせていただきたいということで、今、そういう状況になってございますが、今、これについては少し別の道行きで整えておりますので、どこかのタイミングで皆さんにもう一度お諮りいたしまして、どういうふうに取りまとめていくか、こちらについてはなるべく府省ときちんと合意する形で進めてまいりたいと思っておりますので、次回なり、また機会を見て御説明申し上げます。

○岡委員長 いかがでしょうか。

このフォローアップをした元々の基本的な考え方は、閣議決定されているようなものが実際、その後どうなっているのかという意味でのいわゆる実態調査の部分と、我々、この第3クールでフォローアップをすることによって成果を高めるといいますか、成果を増やすというものが2つあったわけですね。ですから、今回のこの整理をしていただくと、○のところはそういう実態調査と同時にきちんとやっていましたね、あるいはこの話合いの中で○になったというものもあると思うのです。

そうしますと、この△の印が付いているものを今後どういうふうにするかというものが課題として残って、これは△でおしまいだという整理で終わらせるのか、あるいはこの△を○にすべく引き続きどうするかというようなことは、この委員会の報告をつくる時のスタンスの問題として考える必要はあるのかなと私は思います。「これがフォローアップの結果でありました、終わり。」ではなくて、という意味なのですけれども、その辺のところについて、むしろ委員の皆さん、御意見があればお願いします。

どうぞ。

○翁委員 例えば、ここで指摘されている「EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮」とか、こういった問題点が本当に重要な問題で、日本の将来を考えても、こういったところについて本当に取り組んでいかないと問題のある分野だと私は思っております、そういった意味でも△になっているということで終わるということではなく、もっと早く改善を求めていくということをしていくことは当然必要だと思います。

○岡委員長 他はいかがでしょう。

どうぞ。

○佐久間委員 この※のところなのですが、確かに※の中身に幾つか内容の差があるかと思うのですけれども、例えばこの大部の資料2の17ページの農協に対しての独禁法の適用除外の見直しというところで、これは○というのが公取と農水省の見解で、それに対して

××ではないのか。

逆に、ここは××というのがどういう考えで××になっているのかというのがちょっと分かりにくかったので、これはそもそもの閣議決定というものが、健全な発展が農協等に対する独禁法の適用除外によって阻害されるおそれがないかどうかというのを検討しろ。それで検討して、おそれがないというのは結論である。

そうすると、それに対して××というのがどういう意味で××になったかというのを、ちょっとこのところが、更にこういうところをフォローアップしろというような指摘がある※もあるのですが、必ずしもこれはその結論がいけないということを言っているようにもとれるので、もう少し教えていただければと思います。

○小村参事官 今、佐久間委員から御指摘がありましたように、結論として、あるいは前段の基本的な考え方として、どちらの方向を目指していったかという部分の強弱の問題とも関係するところだと思っているのですが、当該案件については適用除外を基本的には前提として、それがいいかどうかというのを議論していただくというのが当委員会のスタンスであった、閣議決定時においてはそうであったという前提で、我々としては、××という評価をさせていただいているということになります。

ですから、少しそれは厳し過ぎるのではないかという御意見があれば、そこも含んで評価をしなければいけないかなとは思いますが、委員会のスタンスとすれば基本的な問題意識として、その部分については現状維持ではなくて、変えていくべきではないかという前提での資料になっているということでございます。

○佐久間委員 ありがとうございます。

ただ、その場合ですと、それでは次に何をやるのかというようなところの方向性というのが、つまり、もうちょっと頑張って調べれば、やはり阻害しているのではないかとか、そういうところに持っていくのか、これはこれで見解の相違ということで一旦蓋が閉まるのかということはどういうことになるのでしょうか。

○小村参事官 ××という響きが本当にややこしいですが、××の案件については、△とは違って、プロセス的なものについては十分御検討いただいているという前提に立っていますので、違う方向ではございましたけれども、これで今期とすればやっていただいたということで、一旦蓋を1回閉めようと思っています。

引き続き、その後の事案で、やはりこの方向性ですと問題であるということがございましたら、それは新たな問題として立ち上げていって、検討のそ上に載せていくということです。ですから、○と××の案件については、基本的にはウォッチリストから外す。ウォッチする対象からは外れていくということで、記号の方は付させていただいているということでございます。

○岡委員長 改めて、この項目については取り上げるという取り上げ方はあるかもしれませんが、私はこの××というものが誤解を与えるのではないかと実は事務局に言ったのです。○、△ぐらいで、△を黒く塗った、▲ぐらいでいいのではないかと。そうしない

と、××だと一番悪いという印象がどうしてもありますから、それをほったらかしでいいのかということになってしまいますからね。

どうぞ。

○大上委員　そういう意味で、△にすごく幅があるような気がするのですが、いい△と、ちょっと問題がある△と、むしろそちらを区別するという考え方も一案かなという気がします。

もう一つ、今回の○、×、△とはちょっと外れるのですが、たまたま私は今日、「一般用医薬品の通信販売解禁を推進する議員連盟」というものに呼ばれて、議論をお聞きしてきました、そこで厚労省からの説明資料で、一般用医薬品の郵便等販売の見直しに関する調査・研究についてということで、今年度実施する予定の調査研究の資料が提示されて、説明がされたのですが、私は非常に徒労感を感じました。

といいますのは、2月27日のフォローアップで指摘された、例えば工程表をつくってほしい、あるいはインターネットが悪い、対面がいいというのではなくて、それぞれの良いところを組み合わせたような制度設計として今年度の検討をやってくれとか、岡委員長が言われた、インターネットであろうが、通信販売であろうが、対面であろうが、いい業者と悪い業者を区別するという考え方もあるとか、土屋先生が言われた、初回は対面で、2回目以降はインターネットというのが一番合理的ではないかというような様々な意見と、その意見に対して、そういった意見を踏まえて検討しますという回答とあったわけですが、これを見る限りは全くそういう要素が取り込まれている気配すら感じられなくて、非常に私は徒労感を感じまして、それを表明させていただきました。

こういうような実行されている各省の取組に関しても何らかの形で、特に重点フォローアップ事項はやはり拾って、それを検証していくような、これなのか、別の仕組みなのか、そういうことをやっていかないと、なかなか実効性が上がっていかないのではないかなという思いを強くいたしました。要はここで押さえないと、また結局、この結果が出てきて、また同じことを言う、その繰り返し、無限ループに陥ってしまうと思うのです。ですから、そうしないための取組が必要ではないかなというふうにフォローアップということでは思いました。

○岡委員長　貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございます。

これも皆さんの、最後、このフォローアップのものをまとめるときに、これからまた、もうしばらく意見交換が必要なのでしょうかけれども、408のうち268の○がよくやったねという部分と、まだ△が123もあるのかという見方で、大上さんが言うように、格付けではありませんけれども、この△には△+と△-があるのかもしれないですね。

ですから、今、一旦こういう整理がされましたので、このうち、それではこの後、どういう形で更にフォローアップして実効性を高めていくのか、あるいは成果を高めていくのかということは是非議論すべきではないかなと思います。我々の第3クールの報告書をまとめるときに、これはこれでよろしいというものもあれば、これは更にフォローアップして、より高い成果を上げるまで頑張れとか、いろいろ項目ごとに議論すべきではないです

か。特に重点フォローアップの中の、今のインターネットの一般用医薬品の販売などが、そういう意味では極めてシンボリックなアイテムで、あれが○になるか、△のまま終わるのか、×で終わってしまうのかというのはすごく大きな意味があると思います。

○大室委員長代理 それは何になっているのですか。△になっているのですか。

○大上委員 今は△です。

○小村参事官 今はある種、重点フォローアップについては、委員会での御指摘の問題意識なども踏まえて、完全に幾つか分かれていますので、作業的にこれは間違いなく終わっていますねというものを除けば、基本は△という形で、続いて協議をしているという状況かと思います。

○岡委員長 他はいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、このフォローアップの件は、フォローアップの報告ということでございますので、この件については以上といたします。

続きまして、第1WGの報告を大室さんからお願いできますか。

○大室委員長代理 第1WGは、4月13日に第1次案を委員の皆さんに検討していただき、かなり具体的な形で、こちらの方向で検討するという内容で、各府省に検討を依頼いたしました。

第1次の各府省の回答では、かなり、削ってくれとか、そういう回答が出ていたのですが、再度検討の上、第2次の協議を実施していただきました。そういう意味では、事務局は本当に大変だったと思いますが、一応、第2次の各府省の回答が得られた状況でございます。

日本再生、復興の問題が中心になるのですが、その中の重点としては6つほど、1つ目は医療機器の問題。これは多分、日本経済にとっても大きな一つのフォローになるような部分の規制緩和の動き。2つ目は食品添加物規制が長期間ほったらかしと言っては申し訳ないのですけれども、放置されている問題。3つ目はコンテナ輸送や45フィートの問題、4つ目はワクチン・ギャップの問題。5つ目は、航空分野における規制・制度改革の問題、6つ目は労働者派遣における「付随的業務」の問題です。

各府省との協議を重ねる中で、十分な回答が得られたところも出てきたのですが、やはり一番問題視していたのは、医療機器の問題について、薬事法から一つ法律を、医療機器法というような部分をつくっていただきたいということでした。これについては、大分いろいろ議論もありましたが、章立てを改めるという形で、薬事法の中で一応考えていきたい、薬とは違う分野として章を分けるという回答を得たこと自体は、ある程度、検討に値する形になったので、一つの成果なのではないかなとは思っています。

我々のこの復旧・復興／日本再生の項目の中で十分な回答を得られていないものはほとんどが厚生労働省関係で、特に旧厚生省関係で言いますと、医療機器分野の認証の問題です。PMDAがあるわけですが、それ以外に民間認証によってそういう規制緩和をすべき

であるという意見に対して、意見がまだ全然合わないといえますか、すり合いもできていない状況です。これについては、中塚副大臣にまたお願い申し上げる次第ですが、なかなかすり合うのが難しい部分は、安易に妥協案をつくるというスタンスではなく、第4クール以降もう一度議論していくスタンスで臨むつもりです。

比較的大きいPMDAの問題と、もう一つ、専門26業務の派遣の問題については今のところ、一番意見が割れてしまっているところがございますので、これについては是非、引き続き折衝をしていただきたいと思いますし、それでも解決できない場合には、次回の第4クールも含めて規制緩和に取り組んでもらうという前提で協議を進めていただければと思います。

また経団連要望項目で省庁と協議した項目の中には、具体的な事例やニーズを基に省庁と協議する段階において、具体的な事例やニーズが経団連やその要望元の企業から出てこないということもありました。個々の企業の要望を経団連が取りまとめて提言しているとのことでしたが、経団連として要望する以上は、ノーチェックで企業要望を単に集計するやり方ではなく、委員会やWGで議論をさせる以上はしっかり内容を精査・チェックをするよう経団連に申し入れるべきと考えています。

今回一番成果を上げた分野は航空分野での規制改革だと思いますが、小村さんから補足何かありますか。

○小村参事官 今、お話しいただいたとおりで、大きな分野とすれば医療機器の分野とワクチンと労働者派遣の分野がちょっと残っていますので、引き続き、時間的にはあと半月ぐらいですけれども、取り組んで、一步でも前へ進めたいと思います。

ただ、問題意識とすれば、非常に今回、先ほど大室委員長代理からもありましたように、問題意識を明確にして議論していただいているので、文言を整えて調整するというよりは、やはり高い問題意識は持って対応していきたいという御意見を踏まえて進めていきたいと思います。

ありがとうございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

今、航空分野が進んでいるというのですけれども、大上さん、コメントを一言お願いします。

○大上委員 大変うれしいコメントを頂きまして、ちなみに明日、委員会の最終回がありまして、来年度の工程表まできちんとつくって詰めるということをやります。

ただ、内部で見ますと、改革疲れと言えるような状況があります。また、省庁自らの取組について、その成功の秘けつを確認する意味でも、一度、当事者からこの委員会の場で直接ヒアリングする機会を是非つくってあげたいというのがありますので、委員長よろしくお願いたします。

○岡委員長 大上委員の今のコメントは参考にさせていただきます。

他はいかがでしょうか。

副大臣、どうもありがとうございました。

○中塚副大臣 確かに承りましたので、頑張ります。

(中塚副大臣退室)

○岡委員長 他に何か御発言があればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは私の方から、参考までにということなのですが、先日、行政刷新会議に初めて出ました。行政事業レビューの関係だったのですが、これは、3年前に立ち上がり、1年目はトライアル、2年目に本格的にやろうと思ったところ、震災が起きてしまったので、途中で何となく終わってしまったようなところがあるらしいのですが、したがって、今年度は本格的にやるということのようです。

立て付けとして、この行政事業レビューをするためのチームが各省庁に全部あるということです。それで、各省庁がその事業レビューをするに当たって、「あなた方が主体的に、自律的にやるのです」ということが理念としてあるわけです。したがって、そのチームを中心にやっているということです。

さらに、そのチームのトップは副大臣若しくは政務官、要は政務なのです。ですから、各省庁の中で政務がリーダーとなったチームをつくって、それぞれの省庁で進めている事業、これは全部合わせると約5,000あるのだそうですが、約5,000ある事業を各省庁が自ら、向こう1年間の予算との絡みにおいて、本当にそのままいいのかどうかということをしちんと、まず自ら評価し、そして直すべきところを直していく。

それを行政刷新会議の方でも関与していく、あるいは各省庁の中で公開性を持たせるということで、各省庁が独自に外部有識者を入れて検証したり、また5,000のうちの幾つかの事業については、省庁の中で選ばれた外部有識者3人と、行政刷新会議の方で選んだ外部有識者3人、計6人でその事業についての議論を公開の場で行う。このような形で、正に1年間でPDCAを回していくようなことを、この行政事業レビューというプロジェクトの中で進めているわけです。

私、それを知りまして、大変勇気付けられました。第3クールの際の冒頭にも申し上げたと思うのですが、この規制・制度改革も、今の行政事業レビューと同じような立て付けみたいな、あのときは「仕組み」と言ったと思うのですが、各省庁の中に規制・制度改革を年間ベースで回していくようなチームをつくり、そのチームのリーダーは、政務である。要するに、政治のリーダーシップの下でやっていき、我々委員会がそれに関与していくというようなことができたなら、より効果的な、あるいは成果が更に高まるようなことができるのかなというようなことを、行政刷新会議に出て改めて強く思いました。

また、この委員会の中で次回、第4クールと言うかどうか、呼び方は別ですが、効果を高める、成果を高めるための仕組みの議論みたいなものも限られた時間の中では是非やりたいと思っていますが、御参考までに、そういった実例が既に行政事業レビューという中で全省庁にまたがって行われているということを皆さんに御報告させていただきます。

皆さんの方から何かありませんか。よろしいですか。

それでは、時間になりましたので、本日の議論はここまでとさせていただきます。事務局から次回の御案内をお願いいたします。

○中原参事官 次回の委員会につきましては、また改めて皆様と調整させていただきまして、事務局から御連絡させていただきたいと存じます。どうかよろしくをお願いいたします。

○岡委員長 それでは、以上をもちまして会議を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。